

平成28年（行ウ）第211号事件原告ら川村晃生 外737名

平成31年（行ウ）第115号事件原告ら奈須利江 外66名

被 告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

参加人 東海旅客鉄道株式会社

準備書面26の陳述書

2019（令和元）年10月11日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 関 島 保 雄

1 はじめに

静岡県が設置した中央新幹線環境保全連絡会議での議論は、参加人の評価書がいかに杜撰なものであり、この杜撰な評価書をそのまま黙認した国土交通大臣による本件認可処分が違法であるかを明らかにしている。

静岡県は、静岡県民の水利権や南アルプスの豊かな生物多様性を確保する為に、客観的科学的な立場から、参加人に評価書の科学的な根拠と環境保全対策の適正な措置を求め、その確認ができない限り静岡県内のリニア中央新幹線トンネル工事の着工を認めない立場を維持している。

2 静岡県知事の対応

参加人は評価書において、大井川源流部で毎秒約2m³の水が、リニア中央新幹線トンネル工事により減水すると予測しているが、その科学的根拠は明らかにしていない。

毎秒2m³の減水は、約60万人の生活用水に相当する水量が減水することになる。

静岡県知事は、参加人に対し、大井川水系の減水する全量を大井川に復水しない限り静岡県内での中央新幹線工事には同意しない旨を明言している。

この静岡県知事の対応の基礎になっているのは、大井川の下流域の7市2町が大井川の水を利用し利水権があるからである。流域の約62万人が水道用水に利用し、12000ヘクタールの地域が茶畠・水田を中心として農業用水に利用し、その他工業用水、15か所64万kWの発電所の発電用水、約430事業所が井戸により工業用水水道水として地下水を利用しているから、大井川の減水は認められないである。（パワポ 県の対応）

静岡県は、参加人に対し、あくまでもトンネル内に流失し湧水となった静岡県の水は、大井川に全量戻すことを求め、それが確認できるまで、静岡県内での中央新幹線トンネル工事

に着手することを認めていないのである。

3 参加人の不誠実な対応

参加人は、評価書では、大井川源流部の減水対策として、トンネル内への湧出した地下水には、トンネルが貫通するまでの6～7年間はトンネル内の湧水をポンプで汲み上げて非常口から大井川に戻す計画であるとし、トンネル完成後の恒久対策は、トンネル湧水をポンプアップして大井川に戻すことも一つの選択肢とするという、あいまいで抽象的な対策しか評価書及び補正後評価書で記述していなかった。ポンプアップの具体的な施設やポンプアップの手法、使用する機械の内容や能力、大井川に戻る水の量さえも明らかにしていなかった。

ところが、トンネル内湧水のポンプアップは、静岡県の広域水道企業団の試算では毎秒0.7 m³の水を揚程130メートル揚水する電気代だけで年間1兆7520億円かかるとすると、毎秒2 m³の湧水では年間約5兆円程という途方も無い金額になり、参加人が破産し、負担できる金額ではない。

この為、参加人は、本件認可直後に、ポンプアップ案を導水路案に変更して静岡県に提案したのである。しかし、導水路では約7割程度しか大井川に戻せず、参加人は、戻らない3割相当の毎秒0.7 m³のトンネル湧水はポンプアップで大井川水系に戻すと言わざるを得なかった。

しかし、参加人は、恒常に毎秒0.7 m³の湧水をポンプアップすると年間1兆7520億円を超える莫大な電気代が発生し負担しきれないことから、0.7 m³の湧水の大井川水系への復水は、必要に応じてポンプアップすると、ポンプアップによる復水を事実上放棄する方向に変更した。

しかし、大井川利水関係協議会は、大井川の湧水の全量復水を要求したため、参加人は、2018年10月17日の静岡県に対する回答書で、「原則として静岡県内に湧出する湧水は全量大井川に流す措置を実施する」と回答せざるを得なかった。

参加人のあいまいで不誠実な対応に対し、静岡県は、2019年6月6日、中央新幹線工事における大井川水系の水資源の確保及び自然環境の保全等に関する中間意見書を参加人に送付した。

静岡県はこの中間意見書で、参加人に対し、基本的姿勢を次のように述べて批判している。「ユネスコエコパークに登録されている南アルプスは、その地質構造が他に類を見ないほど複雑で、生態系も極めて希少且つ貴重であり、工事に伴う生息環境の変化には極めて脆弱である。また南アルプスを源流とする大井川は、静岡県民62万人の生活用水や12000ヘクタールの農地を灌漑する農業用水、工業用水、発電用水として多岐にわたり利用され流域住民生

活や産業に不可欠な財産であるが、平時の河川流量が少ないとから河川流量の改善、流量回復に向けた厳しい争いの歴史を有している。

周辺流域関係者の十分な納得を得て工事を行うことが、工事施工の必須条件であり社会的義務である。

施工者は、トンネル工事等によりどのような現象が生じ、それが自然環境や水環境にどう影響を与えるかについて信頼性の高い解析手法を用いて推定すると共に、その推定の限界を理解した上で影響を最小限化するための対策が求められる。また影響と対策を社会的に理解可能な形で示すことが求められているが、これまでの参加人の環境影響評価における基本姿勢は、「質問事項に直接回答しないことがあるなど、その対応の誠実さを疑わざるを得ない」と、参加人の不誠実な対応を非難しているのである。

4 参加人のポンプアップ案の破綻

参加人にとって、静岡県から山梨県に流失するトンネル湧水を防ぎ全量を大井川に戻すには、山梨県側から大井川に戻す新たな導水路を作るか、湧水全量をポンプアップするしかない。ところが、山梨県と静岡県の県境に畠薙山断層が存在し、トンネルがこの畠薙山断層を横断することになるが、幅約 800m の断層は破碎帯がある。この為、山梨県側からの導水路案は畠薙山断層に並行して作ることになるが、地盤が破碎帯など新たな湧水等工学的に困難であるとして、この対策はあきらめた。

湧水全量を大井川に戻すにはポンプアップしかないが、巨額な電気代がかかり参加人は到底支払える金額では無い。

結局、参加人は、静岡県の中間意見書に対する回答書では、先進坑が静岡県側工区と山梨県側工区、長野県工区が連結するまで、先進坑掘削による湧水が標高の低い山梨県側及び長野県側に流失することは認めてほしいという内容で、結局静岡県の湧水全量を大井川に戻さない限り工事着工は認められないという対応に応じようとしているのである。

トンネル湧水をポンプアップにより大井川に戻すには、莫大な電気代を参加人が負担しきれないからであると推定できる。

この間の静岡県と参加人の協議を通じて、参加人は、評価書で、トンネル湧水を大井川に戻すと説明していた内容が、全く科学的に検討されたものでもないことが明らかになった。

このように参加人の環境影響評価自体が不十分な調査に基づくものであることを示しているのである。

また最大の問題であるポンプアップによる電気代について、静岡県の質問に対する平成 31 年 1 月 11 日付回答書で、参加人は、ポンプアップ用ポンプの電気料金負担や試算資料等につ

いて説明を求められたが、回答を控えさせていただくと回答を拒否している。このような参加人の対応を見ても環境影響評価書でトンネル内湧水はポンプアップで大井川に戻すとした参加人は何ら科学的な根拠もなく記載したことは明白である。

また参加人はトンネル内湧水の上限値を毎秒 3 m^3 と設定しているが、毎秒 3 m^3 の湧水をポンプアップする設備は参加人の説明では毎時 60 m^3 の処理設備が 180 基必要となる。参加人はそのような処理施設をどのように配置できるのか、それだけでも非現実的であり、現実的で確実の処理できる設備の規模配置を再検討すべきと静岡県から指摘されている。

また断層等の調査も不十分である為、畠薙山断層の破碎帯をトンネルが通過することによる多量な湧水の危険性や新たに大井川直下に断層があるとの報道もあり、トンネル掘削時に高圧で大量の湧水が噴き出すことが懸念される。

参加人は、トンネル湧水の最大上限値を毎秒 3 m^3 としているがその科学的根拠も示していない。畠薙山断層や新たな大井川直下の断層には破碎帯など地下水が多量に含まれ、これらがトンネル工事により大量の突発的湧水が発生する危険性がある。トンネル湧水が最大毎秒 3 m^3 で収まる根拠も無い。大量の大井川水系の地下水が山梨県側及び長野県側に流失する危険性が益々高くなつた。このことにより貴重で希少な南アルプスの生物多様性が失われ、生態系が破壊されると共に、大井川の流量が大幅に減水することで、下流域の利水が確保できないという事態を招くことも危惧されている。このように、参加人の環境影響評価の杜撰さ及び南アルプスルートを選択したことの誤りがますます明らかになってきたのである。

以上